

# 只見町移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年8月9日訓令第5号

改正

令和2年3月27日訓令第14号

## (趣旨)

第1条 只見町は、福島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び只見町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、只見町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と協働して行う只見町移住支援補助金において、東京圏から只見町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付する。当該移住支援金の交付については、ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。））を除いた区域をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区の区域をいう。

## (交付の金額)

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。

## (交付対象者)

第4条 移住支援金の交付対象となる者は、第1号に定める要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、2人以上の世帯で申請をする場合にあつては第4号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）とす

る。

(1) 移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に只見町に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 只見町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) その他福島県及び只見町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

イ 就業先が、福島県が移住支援金の対象としてマッチングサイト、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに掲載している求人情報に応募して採用されたものであること。

ウ 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3か月以上在職していること。

オ 上記イの求人への応募日が、当該求人情報が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 移住支援金の申請日から5年以上継続して、当該法人に勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件として、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る

起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること（世帯向けの金額を申請する場合のみ）。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に只見町に転入したこと。

エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付申請を希望する者は、次の区分に応じて掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付対象者登録の届出

就業者（前条第1項第1号及び2人以上の世帯の場合にあつては同条第4号、並びに同条第2号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3か月以内に、起業者（前条第1号及び2人以上の世帯の場合にあつては同条第4号、かつ同条第3号に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあつては、起業支援金の交付決定後速やかに、移住支援金交付対象者登録届出書（第1号様式）を提出すること。

(2) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者にあつては移住支援金の対象法人（以下「対象法人等」という。）に継続して3か月以上在職したものであつて、かつ、転入後3か月以上1年以内に、起業者にあつては起業支援金の交付決定日から1年以内であつて、かつ、転入後3か月以上1年以内に、移住支援金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）に加え、前条第1号及び2人以上の世帯の場合にあつては同条第4号の要件を満たし、かつ同条第2号又は同条第3号の要件に該当することを証する次の書類を添えて、町長に提出すること。

ア 交付申請時に必要となる書類

(ア) 身分証明書（提示により本人確認ができる書類）

(イ) 移住元の住民票除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

(ウ) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）を確認できるものに限る。）

イ 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ必要となる書類

東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを証明できる書類。）

ウ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者のみ必要となる書類

(ア) 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）

(イ) 個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）

エ 就業の場合の申請者のみ必要となる書類

就業証明書（移住支援金の申請用）（第3号様式）（雇用形態、応募日等を確認できる書類）

オ 起業の場合の申請者のみ必要となる書類

起業支援金の交付決定通知書

カ 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類

移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

（交付決定の通知）

第6条 町長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援交付金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書（第4号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知する。審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金交付申請却下通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、移住支援金交付申請書兼実績報告書の提出があった日から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由より交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（第6号様式）（以下

「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条に規定する再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(第7号様式)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 福島県及び只見町は、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、只見町移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けたものが次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害等のやむを得ない事情があるものとして福島県及び只見町が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の給付を受けた場合
- イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した只見町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した只見町から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福島県と只見町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。ただし、平成31年4

月1日から令和元年12月19日までに只見町に転入した場合は、第4条第1号アに掲げる事項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを移住元に関する申請要件とする。

- (1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- (2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区以外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。）。